

DMA T 活動マニュアル
Ver. 3.0 (2023 年 3 月)

目次

I	活動理念	01
1.	はじめに	
2.	日本DMAT (Disaster Medical Assistance Team) 活動要領	
II	活動の枠組み	02
1.	通常における病院の活動	
2.	派遣元病院としての役割	
3.	通常におけるDMAT隊員の活動	
4.	DMAT隊員の待機要請	
5.	DMAT隊員の出動要請 (静岡DMAT出動基準)	
6.	発災直後の情報伝達	
III	出動までの流れとDMAT連絡本部	04
1.	出動要請 (待機) から出動決定まで	
2.	出動決定時の流れ (DMAT隊員)	
3.	DMAT連絡本部	
4.	DMAT補助員	
IV	派遣中の活動と撤収・帰院まで	07
1.	DMAT管理 (EMIS DMAT管理メニュー)	
2.	DMAT派遣に伴う各フェーズにおける注意点	
V	DMAT等の医療救護班受け入れの流れ	10
1.	派遣要請	
2.	受け入れ手順	
3.	DMAT等の待機場所	
4.	受け入れ病院としての準備物品	
VI	費用と補償	11
1.	費用	
2.	補償	

I 活動理念

1. はじめに

当院は災害拠点病院に指定されており、災害時の多数傷病者受け入れが可能となる災害時医療を求められている。さらに、近隣あるいは遠隔地の被災地の求めに応じて医療救護班などを派遣することが必要となる場合もある。特にDMATは災害の急性期（概ね48時間以内）に活動できる機動性を持ち、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームであり、広域医療搬送、病院支援、域内搬送、現場活動等を主な活動としている。当院は平成26年4月にDMAT指定病院に指定された。なお、DMATの活動は東日本大震災での経験を受けて、亜急性期以降の避難所活動や被災者避難時の搬送などにも拡大される流れとなっている。

2. 日本DMAT活動要領（医政地発0208第1号令和4年2月8日（改正））

1) 概要

- ・DMATとは、大地震及び航空機・列車事故といった災害時や新興感染症等のまん延時に、地域において必要な医療提供体制を支援し、傷病者の生命を守るために被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームである。

2) 運用の基本方針

- ①活動は、通常時に都道府県と医療機関等との間で締結された協定及び厚生労働省、文部科学省、都道府県、独立行政法人国立病院機構等により策定された防災計画等に基づくものである。
- ②DMAT指定医療機関は、通常時にDMATの派遣の準備、DMATに参加する要員の研修・訓練に努め、災害時に被災地域の都道府県等の派遣要請に応じてDMATを派遣する。
- ③災害拠点病院、日本赤十字社、国立病院機構、大学附属病院等は、DMATの活動に必要な支援（情報収集、連絡、調整、人員又は物資の提供等）を可能な範囲で行う。
- ④DMAT1隊あたりの活動期間は初動のチーム（1次隊）は移動時間を除き、概ね48時間以内を基本とする。なお、災害の規模に応じて、DMATの活動が長時間（1週間など）に及ぶ場合には、DMAT2次隊、3次隊等の追加派遣で対応することを考慮する。

3) 要領の位置づけ

- ・本要領は、指定行政機関や都道府県等がその防災業務計画や地域防災計画等においてDMAT等の派遣要請、運用について記載する際の指針となるものである。

4) DMATとは

- ①災害急性期（概ね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームである。
- ②DMATはDMAT本部、医療機関、SCU、災害現場等において、本部活動、搬送、情報収集・共有、診療等を行う。
- ③DMATは、医師【1～2名】、看護師【2～3名】、業務調整員（ロジスティクス）【1～2名】の5名を1チームとして構成される。
- ④統括DMATとは、厚生労働省が実施する「統括DMAT研修」を修了し、災害時に各DMAT本部の責任者として活動する資格を有する。

II 活動の枠組み

1. 通常における病院の活動

1) 病院は防災管理委員会の下、以下の活動を行う。

- ①DMAT 隊員の研修・訓練
- ②DMAT 隊員及びDMAT 補助員の育成
- ③DMAT 派遣に必要な物品の調達と補充
- ④DMAT 派遣に必要な現金の管理
- ⑤DMAT 車両の管理
- ⑥EMIS 管理、災害医療に関する情報の収集
- ⑦DMAT 運営部会

2) DMAT 隊員の養成

病院は防災管理委員会の下、職員に防災と災害時医療等に対する啓発活動を行い、常に、DMAT 派遣と派遣時後方支援活動及び、当院がDMAT チームを受け入れるための隊員数確保と人材育成に努める。

2. 派遣元病院としての役割

病院は、応接室にDMAT 連絡本部を設置し、DMAT 派遣に伴う後方支援を、第Ⅰ相：出勤までの支援、第Ⅱ相：目的地到着までの支援、第Ⅲ相：活動中の支援、第Ⅳ相：DMAT 撤収後の支援の、4つのフェーズに分け、DMAT 隊員と連携し組織的に行う。それぞれの相における支援内容は第Ⅲ章に示す。

3. 通常におけるDMAT 隊員等の活動

1) DMAT 運営部会を概ね月1回開催し以下の活動を行う。

- ①DMAT 活動マニュアルの作成・更新
- ②DMAT 標準資機材の管理補充・点検を概ね年2回実施
- ③DMAT 標準医療機器の操作取扱訓練
- ④通信機器等の操作入力訓練
- ⑤訓練等参加計画
- ⑥院内訓練の企画
- ⑦DMAT 隊員及びDMAT 補助員等の推薦

2) DMAT 隊員としての役割

- ①DMAT 隊員技能維持研修等への参加（隊員及び指定施設の更新要件の維持）
- ②外部研修への積極的参加
- ③DMAT 隊員登録管理
- ④院内の災害時医療救護や防災訓練等での指導・啓発活動
- ⑤隊員相互のコミュニケーション（チーム、近隣、ブロック等）
- ⑥家族、職場との調整（DMAT 活動の理解を得る）

4. DMA T隊員の待機要請

以下の要件において、DMA T隊員及びDMA T運営部会員はDMA T派遣のための待機を行うものとする。

- 1) 都道府県、厚生労働省等は、自然災害又は人為災害が発生し、被災地域以外からの医療の支援が必要な可能性がある場合は、DMA T派遣のための待機を要請する。
- 2) 待機要請の手順は、派遣要請の手順に準じて行う。
- 3) 次の場合には、該当するDMA T指定医療機関は、被災の状況にかかわらず、都道府県、厚生労働省等からの要請を待たずに、DMA T派遣のための待機を行う。下記の基準について、以下「DMA T自動待機基準」という。
 - ① 静岡県、神奈川県、中部ブロック（富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県）の地域で震度6弱以上の地震、または特別警報が発生した場合
 - ② 関東（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）及び近畿ブロック（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）の地域で震度6強以上の地震が発生した場合
 - ③震度7以上の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合

5. DMA T隊員の出動要請（静岡DMA T出動基準）

- 1) 静岡県からのDMA T出動要請基準
 - ①県内において、災害等により20人以上の重症・中等症の傷病者が発生すると見込まれる場合
 - ②国又は他都道府県から静岡DMA Tに出動要請があった場合
 - ③前号に掲げる場合のほか、緊急性があり、静岡DMA Tが出動し対応することが必要であると認められる場合
- 2) 静岡県が、国又は他都道府県から静岡DMA Tに出動要請のある基準（前項の②）
 - ①震度6強の地震又は死者数が50人以上100人未満見込まれる災害が、隣接する都道府県（神奈川県、山梨県、長野県、愛知県）及び中部ブロック内に起きた場合
 - ②震度7の地震又は死者数が100人以上見込まれる災害が、隣接する都道府県、中部、関東、近畿ブロックに起きた場合
 - ③東海地震、東南海・南海地震又は首都直下型地震の起きた場合
- 3) 1項に定める場合のほか、自ら被害状況を収集し、静岡DMA Tの出動基準に該当する災害が発生したと判断した場合は、静岡県の要請を待たずに出動することが出来るが、出動後速やかに静岡県に報告し承認を得なければならない。
- 4) 現場での活動終了後は、「静岡DMA T・医療救護班活動記録報告書」（要綱別記様式第3号）により、当該終了の日から7日以内に静岡県に報告するものとする。

6. 発災直後の情報伝達

待機及び派遣要請などは、厚生労働省が広域災害救急医療情報システム（EMIS）やメーリングリストを通じて全国のDMA T指定医療機関やDMA T隊員に送信される。情報を知った隊員及びDMA T運営部会員は、第三章に従って行動する。

Ⅲ 出勤までの流れとDMA T連絡本部

1. 出勤及び待機要請から出勤決定まで（Ⅱの4及び5の場合）

1) 平日勤務時間内（8:00～17:15）

- ①ロジスティクス責任者（以下：ロジ責任者）は必要に応じて集合場所と時間を調整し、災害情報の収集を行う。
- ②ロジ責任者は院内放送で、集合場所と時間を伝え、集合可能な勤務中隊員の招集を行う。集合可能な勤務中の隊員は集合し、不可能な隊員はロジ責任者へ連絡（PHS）する。
- ③ロジ責任者は、「SNS」等にて情報共有し、集合可能な勤務外隊員の招集を行う。勤務外隊員は、「SNS」等に集合の可否等を入力する。但し、「SNS」等に気付かない場合はこの限りでない。
- ④集合した隊員はEMIS出勤登録の派遣可否を「検討中・派遣不可」として登録する。
- ⑤ロジ責任者は連絡の取れない隊員等には連絡をとり、隊員の状況一覧をホワイトボード等に記載する。また、状況に応じ、集合できない隊員の出勤の可否等を確認しホワイトボード等に記載する。
- ⑥集合した隊員は出勤可否、数日間の勤務予定等をホワイトボード等に記載し共有する。
- ⑦状況（出勤の方向で）に応じて、病院長・看護部長・薬剤部長・診療技術部長に勤務調整配慮等を交渉する。
- ⑧出勤が可能な場合は、出勤メンバーと待機メンバーを決定しEMISを更新する。

2) 平日勤務時間外（17:15～24:00）及び休日（7:00～24:00）

- ①リーダー医師とロジ責任者は、災害情報を勘案し集合の可否（不要・保留・集合）を検討する。
- ②ロジ責任者は隊員に集合の可否（不要・保留・集合）と、集合の場合は集合場所と時間を「SNS」等に入力し、隊員は直ちに返信する。
- ③ロジ責任者は、返信のない隊員には連絡を取る。
- ④ロジ責任者はEMIS出勤登録の派遣可否を「検討中・派遣不可」として登録する。
- ⑤集合時は、上記：「平日勤務時間内⑤～⑧」に準じる。

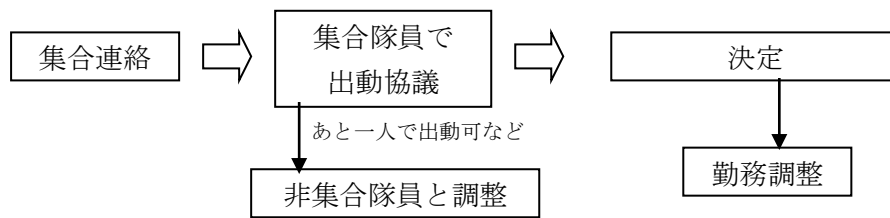
3) 深夜（0:00～7:00）

- ①リーダー医師とロジ責任者は、災害情報を勘案し集合の可否（不要・保留・集合）を検討する。
- ②ロジ責任者は、集合の可否（不要・保留・集合）を「SNS」等に入力する。
- ③ロジ責任者はEMIS出勤登録の派遣可否を「検討中・派遣不可」として登録する。
- ③隊員は午前7時までにロジ責任者にメールを確認した旨の返信を行う。
- ④ロジ責任者は返信のない隊員には連絡を取る。
- ⑤集合は、原則午前7時30分応接室とし、集合時は、上記：「平日勤務時間内⑤～⑧」に準じる。

4) 隊員はDMA T隊員（リミテッドを含み、リミテッドの出勤は県内とする）及びDMA T補助員とする。

5) ロジ責任者が連絡不能な場合、チームリーダー医師は別のロジに代行させ、チームリーダー医師が連絡不能な場合はロジ責任者の判断で召集等を行う。

出勤決定までの基本的な考え方



2. 出勤決定時の流れ（DMAT 隊員）

1) 出勤決定時の事項

- ① 出勤メンバーと待機（後方支援）メンバーを決定し役割分担を行う。
- ② 院長許可を得る。
- ③ 家族に連絡する。（出勤中の連絡方法の確認等を行う）
- ④ 勤務の調整を行う。（科長、部長に報告）
- ⑤ 個人装備（PPE）・隊員証の準備を行う。
- ⑥ 日用品の準備を行う。（着替え、食料、携帯電話、お金等、状況に応じて一旦帰宅）
- ⑦ バックアップ体制の確立（後方支援メンバーとの打ち合わせ、連絡方法の確立）
- ⑧ 被災地の情報収集（被災状況、交通、天候、危険区域、宿泊場所等）を行う。
- ⑨ EMIS 入力（活動状況入力及び出勤チーム登録）を行い、メンバー表（10部）を印刷し携行する。

2) 役割分担 1【医師】

- ① 院長に連絡し許可を得る。（チームリーダー）
- ③ 上記：「2-1) 出勤決定時の事項③～⑧」に準じる。
- ③ 後方支援メンバーとの連絡方法等の最終確認を行う。

3) 役割分担 2【看護師】

- ① 上記：「2-1) 出勤決定時の事項③～⑥」に準じる。
- ② 赤・黄・緑の医療資機材の準備を行う。（後方支援メンバーに協力してもらう。）

4) 役割分担 3【ロジスティクス】

- ① 上記：「2-1) 出勤決定時の事項③～⑥」に準じる。
- ② 車、緊急車両登録証の準備を行う。（2台の場合は救急車または公用車を使用）
- ③ DMAT 医療資機材及びロジスティクス関連機材の準備を行う。
（後方支援メンバーに協力してもらう。）
- ④ DMAT 標準薬剤の準備を行う。
- ⑤ ポケット線量計及び電離箱サーベイメーターの準備を行う。
- ⑥ 上記：「2-1) 出勤決定時の事項⑧、⑨」に準ずる。

3. DMAT連絡本部

病院は、応接室にDMAT連絡本部を設置し、DMAT派遣に伴う後方支援を行う。

1) 第Ⅰ相：出勤までの支援

- ①応接室にDMAT連絡本部を設置し、バックアップ体制を確立する。
- ②衛星電話回線、防災無線、EMIS、インターネット、TV等の情報収集ツールを準備する。
- ③関係機関や都道府県DMAT本部等の連絡方法を確立する。
- ④DMAT隊員（チームリーダー）とバックアップ体制の打ち合わせを行う。
- ⑤DMAT隊員（チームリーダー）との定期連絡方法を確立する。
- ⑥資機材・薬剤・食料の準備搭載協力を行う。
- ⑦勤務調整協力を行う。
- ⑧移動経路の確認を行う。
- ⑨EMIS支援、情報確認を行う。
- ⑩クロノロ準備と記載を行う。

2) 第Ⅱ相：目的地到着までの支援

- ①道路状況・天気予報の確認を行う。
- ②災害情報収集、EMIS情報収集を行う。
- ③経路及び目的地周辺における給油・食料調達・宿泊施設等の情報収集を行う。
- ④DMAT隊員への情報提供を行う。
- ⑤クロノロ記載を行う。（状況分析と提案）

3) 第Ⅲ相：活動中の支援

- ①DMATとの定期的な交信を行う。
- ②DMAT活動状況をクロノロ記載により共有する。
- ③二次的勤務調整を行う。（活動延長等による隊員の勤務調整など）
- ④交代派遣を検討する。
- ⑤メディア対応を行う。

4) 第Ⅳ相：DMAT撤収後の支援

- ①DMAT出迎えを行う。出勤隊員の心身の状況に応じた出迎え体制を取る。
（航空搬送時等の迎えと車両回収や、隊員の体調を加味し運転手を派遣する等を検討）
- ②資機材の補充と調整を行う。
- ③活動検証を行う。
- ④活動経費を精算する。
- ⑤メディア対応を行う。

5) DMAT連絡本部のメンバーは、病院長と病院管理職及びDMAT待機（後方支援）メンバーから構成する。

4. DMAT補助員

- 1) DMAT補助員の要件を以下の通りとする。
 - ①DMAT隊員以外のDMAT運営部会員
 - ②DMAT隊員養成研修に参加する意思のある職員
- 2) DMAT補助員の役割
 - ①DMAT運営部会の参加
 - ②出勤決定時にあって、DMAT連絡本部の設営及び資機材準備協力
 - ③状況に応じて、DMAT連絡本部における後方支援活動（DMAT待機メンバー）
 - ④状況に応じて、DMAT補助要員として派遣車両の運転及びロジスティクス支援
 - ⑤補助員がDMATチームとして出勤する際は補助要員と呼ぶ。

IV 派遣中の活動と撤収・帰院まで

1. DMAT管理（EMIS DMAT管理メニュー）

活動状況入力画面では、災害種別、派遣の可否、活動状況、参集拠点場所、参集拠点到着日時、被災地までの主要移動路、活動種別、活動場所、活動場所到着日時、現在地などを、その都度入力することによって、厚労省やDMAT事務局などの関係機関や、当院のDMAT連絡本部においても情報共有される。当該機能について、出勤決定後から順を追って以下に概要を示す。

- 1) 参集拠点が決定すると厚労省またはDMAT事務局より、「参集拠点場所」が登録される。参集拠点場所は広域災害等の場合には複数登録されることが想定されるので、目指す参集拠点場所を決定し、「参集拠点場所」「参集拠点到着日時（予想）」及び「参集拠点までの主要移動路」を入力する。
- 2) 参集拠点場所（DMAT活動拠点本部）に到着後、活動場所が示された時点で本部の担当により「活動種別」及び「活動場所」の代行入力が行われる。
- 3) 活動場所に到着したら「到着時間」を入力する。
- 4) 掲示板機能

DMAT間での情報共有を目的に「掲示板」機能があり、METHANE情報、広域医療搬送情報、その他に区分される。被災地に向かう途中の道路状況、活動場所や周辺の医療ニーズ、状況、ガソリンや食料補給場所などを入力することにより、情報共有が図られる。

2. DMAT派遣に伴う各フェーズにおける注意点

- 1) 第Ⅰ相：出勤まで
Ⅲ章の2. 出勤決定時の流れに従う。
- 2) 第Ⅱ相：目的地到着まで
 - ①道路状況、天気予報、経路、給油場所、食料調達、休憩場所、宿泊場所等の情報収集
 - ②災害情報、EMIS情報の収集
 - ③休憩場所の決定と休憩
 - ④EMISのDMAT管理の更新
 - ⑤当院DMAT連絡本部及び家族との連絡
 - ⑥活動記録・領収書等の記録

3) 第三相：活動中

参集拠点場所（DMA T活動拠点本部）に到着後は、その調整下で活動を行う。すなわち到着後は、拠点本部のリーダーに挨拶しメンバー表を提出。その後活動内容の依頼を受ける。主な業務として、本部活動、現場活動、病院支援、医療搬送（地域、広域）などあり、それぞれの内容と状況に応じた医療資機材、資機材、医薬品等の点検や準備を行う。

各種活動内容は、概ね次のとおりである。

① DMA T活動拠点本部（現地の災害拠点病院等に設置）での活動

- ・ DMA T活動拠点本部に所属病院名及び隊員数を報告（メンバー表の提出）
- ・ 当院DMA T連絡本部にDMA T活動拠点本部への到着及び現地災害状況を報告
- ・ DMA T活動拠点本部の指示に基づき、以下の③病院支援、④災害現場の場所に出動し医療支援活動
- ・ 最先着隊のときは、DMA T活動拠点本部の当面の責任者として次の業務を担当
 - * 災害情報の収集、伝達
 - * 各DMA Tの業務に係る調整（現地活動、域内搬送、病院支援の割り振り等）
 - * 必要な資機材の調達に係る調整
 - * 県DMA T調整本部及び関係機関との連絡調整
 - * 後着隊の活動指示及び他医療チーム（医師会・日赤等）との調整
 - * 統括DMA T登録者が後着次第、役割分担を検討する

② SCUでの活動

- ・ SCU本部に所属病院名及び隊員数を報告（メンバー表の提出）
- ・ 当院DMA T連絡本部にSCU本部への到着及びSCUの状況を報告
- ・ SCU本部又は統括DMA T登録者の指示に基づき医療支援活動
- ・ 最先着隊のときはSCU本部の責任者として次の業務を担当
 - * DMA T活動拠点本部との連絡調整
 - * 医療救護活動に必要な情報収集
 - * 後着隊の活動指示及び他医療チーム（医師会・日赤等）との調整
 - * 広域医療搬送の拠点として設置され、患者の症状を安定化するとともに、搬送時のトリアージを実施するための臨時的な医療
 - * 統括DMA T登録者が後着次第、役割分担を検討する

③ 病院支援での活動

- ・ 応援病院の病院長に所属病院名及び隊員数を報告（メンバー表の提出）
- ・ DMA T活動拠点本部に応援病院への到着及び応援病院の状況を報告
- ・ 応援病院の病院長の指示に基づき、医療支援活動

④ 災害現場での活動

- ・ 現場活動指揮所の統括DMA Tに所属病院名及び隊員数を報告（メンバー表の提出）
- ・ 状況に応じ、現地指揮本部（消防、警察等）に所属病院名及び隊員数を報告
- ・ DMA T活動拠点本部に災害現場への到着及び災害現場の状況を報告
- ・ 現場活動指揮所の統括DMA Tの指示に基づき、医療支援活動
- ・ 当該災害現場での活動を現場活動指揮所から離れている場所で行う場合には、消防、警察等と連携した活動

・現場最前線での医療活動の実施要件

＜医療活動上の要件＞

- * 医療救護活動エリアにおけるトリアージ、応急処置、搬送の準備が整っていること。
- * 負傷者は、クラッシュ症候群を疑われる場合と、救出に時間を要すると見込まれ、意識レベルの低下が著しい場合とすること。

＜安全上の要件＞

- * 指揮本部からの要請であること。
- * 現場の安全が確保されていること。
- * 適切な装備をしていること。
- * 救出・救助を行う機関の隊員の誘導があること。

⑤その他の事項

- ・ DMA T 隊員が負傷したときは、現地指揮本部、統括 DMA T 登録者、所属病院へ連絡し、原則として、DMA T 活動を中止し隊員への処置を最優先とすること。
- ・ E M I S の DMA T 管理の更新をすること。
- ・ 随時また定期的に当院 DMA T 連絡本部及び家族に連絡すること。
- ・ 1 日の終わりに全員が集まり、その日に体験したことの話し合いをすること。
- ・ 活動記録・領収書等の記録をすること。

4) 第Ⅳ相：DMA T 撤収

- ① 病院支援の場合は病院災害対策本部（病院長）など、活動場所の管理者等に撤収の相談と引継ぎを確認する。
- ② DMA T 活動拠点本部に撤収を確認する。
- ③ 引継ぎを行う。（診療録や患者名簿のコピー提出、資機材を確認し状況に応じて提供）
- ④ 引継ぎ先の選任依頼、必要人数や医療ニーズの情報提供を行う。
- ⑤ 一緒に活動した方々に感謝の言葉を送る。
- ⑥ 帰宅経路・方法・予定等を確定する。
- ⑦ 当院 DMA T 連絡本部及び家族へ連絡する。
- ⑧ 給油等車両整備を行う。
- ⑨ E M I S の DMA T 管理の更新を行う
- ⑩ 活動後のデフュージングを自由参加で行う。

5) 第Ⅴ相：帰院

- ① 当院 DMA T 連絡本部からの出迎え班と合流する。
- ② 資機材等の確認と補充整備を行う。
- ③ 活動記録・領収書の整理を行う。
- ④ 「静岡 DMA T ・医療救護班活動記録報告書」（要綱別記様式第 3 号）により、7 日以内に静岡県に報告する。

V DMA T等の医療救護班受け入れの流れ

1. 派遣要請

- 1) 富士宮市、あるいは富士市等の近隣地域が被災地となり、当院災害対策本部が、医療支援を必要とする場合、DMA Tの派遣要請を行う。当院広域搬送・医療救護受付班が、EM I Sの緊急時入力・詳細入力（医療機関情報）等随時入力し、静岡県DMA T調整本部によりDMA T派遣が決定される。
- 2) EM I Sが使用不能の場合は、富士保健所（東部方面本部富士医療圏）や県健康福祉部（県医療対策本部）に要請する。また、当院の医療コーディネーターから県統括医療コーディネーターに対し、派遣を要請することもある。
- 3) 状況に応じて富士宮市役所（市災害対策本部）に、医療救護支援を要請する。

2. 受け入れ手順

- 1) 広域搬送・医療救護受付班は、DMA T等の隊長（責任者）を災害対策本部（応接室）に案内し、隊員名簿、携行医療資機材リストを受取る。広域搬送・医療救護受付班が、医療救護班受付を行う。
- 2) 駐車場係りは、DMA T車両等を南駐車場に誘導する。
- 3) 広域搬送・医療救護受付班は、隊員と機材を南棟4階南会議室に案内する。
- 4) 災害対策本部とDMA T運営部会長は支援内容を検討し、本部（応接室）にて派遣DMA T等に要請する。但し、当院がDMA T活動拠点本部や多数の医療救護チームを受入れる場合は講義室にて行う。

場合は講義室にて行う。

- 5) 主な支援内容は以下の通り。

- ①情報収集と情報発信
- ②広域搬送
- ③重症、中等症（中等症待機）、軽症、受付トリアージ、予後不良の各ゾーン支援
- ④入院患者管理
- ⑤手術支援
- ⑥その他（救護所、被災現場の対応など）

- 6) 災害対策本部は、支援DMA T等の存在と支援内容を病院職員に周知する。

3. DMA T等の待機場所

- 1) 衛星通信可能な南棟4階南会議室を待機場所とし、状況に応じ北会議室も提供する。
- 2) 南窓側をDMA Tチーム優先とする。

4. 受け入れ病院としての準備物品

- 1) 病院は以下を準備・提供する。
 - ①机、イス、ホワイトボード（ライティングシート）
 - ②管内地図、病院図面
 - ③電源・電源ケーブル等（衛星電話環境・PC環境）
 - ④インターネット用LAN等（通信環境）

- ⑤必要に応じて院内 PHS, トランシーバー等
- 2) TV環境を今後整備し提供できるものとする。

VI 費用と補償

1. 費用

1) 派遣チームのDMAT隊員

DMAT派遣依頼を静岡県より要請（出動後承認を得た場合も含む）を受けた場合は、災害救助法の適応の如何にかかわらず、静岡DMATの出動に関する協定により活動に要する次の費用は静岡県が弁償する。但し、当院が静岡県以外からその費用は受けた場合は支払われない。

- ①時間外勤務手当、旅費（出動前の待機手当では含まれない）
- ②携行した医薬品等を使用した場合の実費
- ③静岡DMATの出動に関する協定の実施のために要した経費のうち県が認めたもの

2) DMAT補助要員（隊員以外の派遣職員）及びDMAT待機メンバー

派遣チームにDMAT補助要員として出動する職員と、当院に設置されるDMAT連絡本部のDMAT待機メンバーとして後方支援活動を行う職員に、病院が時間外勤務手当を支払う。但し、派遣チーム出動前の待機手当では支払われない。

3) その他

以下の場合には病院が負担する。

- ①航空搬送時等の迎えや車両回収などの撤収後の出迎え等に掛る交通費及び宿泊費
- ②撤収時の隊員の体調を加味した帰宅（帰宅遅延）等によって発生する費用で、静岡DMAT出動に関する協定の経費とされないもののうち、病院が認めるもの。

2. 補償

1) 派遣チームのDMAT隊員

- ①派遣中の病院支援活動、地域医療搬送活動、現場活動、広域医療搬送活動中の事故により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、県が他の者に費用負担を要請し、その者が負担した場合を除き、県が加入する損害保険により補償する。
- ②派遣中の病院支援活動、地域医療搬送活動、現場活動、広域医療搬送活動中に行った医療行為により、患者への損害賠償責任が生じた場合は、その損害が当該業務に従事した隊員の故意又は重大な過失による場合を除き、県が賠償の責めに任ずる。

2) その他

- ①DMAT補助要員（隊員以外の派遣職員）の移動中及び活動中の事故により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、重大な過失による場合を除き、公務遂行中の労働災害とする。
- ②隊員が、移動中の事故により負傷、又は死亡した場合は、重大な過失による場合を除き、公務遂行中の労働災害とする。

DMAT登録者

日本DMAT登録者は、厚生労働省が実施する「日本DMAT隊員養成研修」を修了し、又はそれと同等の学識・技能を有する者として厚生労働省から認められ、厚生労働省に登録されたものである。

静岡DMAT登録者は、「静岡DMAT-L研修」を修了し、災害の急性期に静岡DMATとして派遣される資格を有する（※原則、県内の活動に限る）

☆当院におけるDMAT登録者（2023年3月時点）

医師：川辺昭浩、奥村拓也、足守直樹、稲守宏治（静岡DMAT隊員）

看護師：深澤真由美、町田雄大、堀口朋子、石川志子、梁瀬英行、岩間美樹、奈良部のぞみ

業務調整員：深澤 英史、益田和彦、小岱清輝、嶋崎龍洋、旭典之（静岡DMAT隊員）

DMAT資機材

DMAT資機材は、別にリストを定め、赤・黄・緑バック資機材は看護師が、DMAT薬剤は薬剤師が、DMAT医療機器・関連機材とロジスチック関連機材は業務調整員が、補充交換等の管理を行なう。

DMAT 自動待機基準

自動待機基準	該当都道府県	該当都道府県 隣接都道府県 該当ブロック	該当都道府県 隣接都道府県 該当ブロック 隣接ブロック	全国
震度 5 強以上 (東京都 23 区内)	東京都	関東ブロック		
震度 6 弱 (その他地域)				
特別警報				
震度 6 強				
震度 7				
大津波警報				

